

## **【事案Ⅳ－２】人身傷害共済金請求**

・ 平成 28 年 10 月 27 日 裁定打切り

### **＜事案の概要＞**

申立人らは、平成 26 年 2 月の交通事故により受傷したため、治療を継続していたところ、被申立人らが同年 6 月末日をもって以降の共済金の支払いを打ち切るとしたため、打ち切り後の共済金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **＜申立人の主張＞**

被申立人らは、自動車共済約款所定の人身傷害共済金および傷害別治療共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 26 年 2 月の交通事故により、申立人 A は頸椎捻挫、右肩関節捻挫等を、申立人 B は頸椎捻挫、胸椎捻挫等を受傷し、通院治療を開始した。
- (2) 平成 26 年 8 月に被申立人代理人弁護士より、同年 6 月末日をもって治療費の打ち切る旨宣告してきた。
- (3) 治療継続中にもかかわらず、一方的に共済金を打ち切るとした被申立人の判断に不服である。

### **＜共済団体の主張＞**

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 本件事故態様は、事故の相手方二輪車が申立人らの四輪車に接触したものであり、損傷状況に関して、申立人らの車両の損傷はなく、事故の相手方二輪車の損傷も軽微な擦過痕にとどまるものであるとともに、その二輪車の運転手（事故の相手方）は負傷をしていないことから、四輪車の運転手・同乗者である申立人らが負傷するほどの衝撃があったとは考えにくい。
- (2) 申立人らの主訴は、他覚的所見の伴わない神経症状にとどまり、各種検査においても異常所見は認められず、申立人らの通院期間・通院頻度は、事故態様・車両損傷状況・主訴と整合しないものであり、明らかに不合理な過剰診療といえる。

### **＜裁定の概要＞**

審議会では、申立人らおよび共済団体から提出された書面に基づき審議していたところ、被申立人らが裁判所に不当利得返還訴訟を提起したため、裁定手続規則第 28 条（裁定審議の打切り）の規定に基づき、裁定手続を終了した。